

第7章 地域支援事業等

1 地域支援事業の現状

(1) 介護予防事業

ア 二次予防事業（旧介護予防特定高齢者施策）

本事業は、主として要介護状態になる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の二次予防事業対象者（旧特定高齢者）を対象として、要介護状態になることを予防し、生きがいのある人生や生活を送ることができるよう支援を行うものです。

（ア） 二次予防事業の対象者把握事業（旧特定高齢者把握事業）

【現状】

高齢者医療確保法に基づく特定健診や後期高齢者健康診査と同時に生活機能評価を実施し、二次予防事業対象者の把握を行っています。

なお、二次予防事業対象者の数（介護予防事業の対象者）については、高齢者人口の5%を目安としていましたが、実際には、平成21年度、平成22年度ともに5%を下回りました。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (8月まで)
二次予防事業対象者数(人)	815	669	270
高齢者人口に占める割合	4.60%	3.80%	1.51%

【課題】

平成22年8月の法改正により、二次予防事業の対象者に関する情報収集は、できる限り全対象者について行うことが望ましいとされています。今後、未回収者への対応も含め、どのような方法で情報収集していくかを検討していく必要があります。

また、医療関係者や地域で活動する民生児童委員などの福祉関係者からの情報提供等をもとに、二次予防事業を必要とする人の把握を更に積極的に行う必要があります。

（イ） 通所型介護予防事業

【現状】

運動器の機能向上に着目した通所型介護予防事業を、介護保険の居宅サ

ービス事業所（デイサービス及びデイケア）8か所に委託し、運動器の機能向上プログラムを実施しています。また、平成22年度までは、栄養改善の必要な二次予防事業対象者に対し、保健センターにおいて栄養改善プログラムを実施しました。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (8月まで)
利用者数（人）	25	29	18

【課題】

二次予防事業への参加が大変低い水準となっています。対象者が興味をもち、気軽に参加できるよう事業内容を検討する必要があります。

（ウ）訪問型介護予防事業

【現状】

二次予防事業対象者のうち、栄養状態に問題がある者で、通所による事業参加が困難な方に対して、訪問による栄養改善プログラムを実施する予定にしておりましたが、利用者はありませんでした。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (8月まで)
利用者数（人）	0	0	0

イ 一次予防事業（旧介護予防一般高齢者施策）

本事業は、65歳以上の高齢者及びその支援に携わる方を対象として、地域社会において介護予防の取組みが主体的に実施されるよう、健康教室や健康相談などを実施し、介護予防の普及啓発や介護予防に資する地域活動を支援していくものです。

（ア）介護予防普及啓発事業

【現状】

主に保健センターが中心となり、地域の自治会館や公民館などで、高齢者を対象とした介護予防教室や健康講座を実施しています。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
実施回数 (回)	161(1)	146(6)	39(0)
参加者数 (人)	3,423(30)	3,236(106)	932(0)

(()) 内、高齢障害課実施分)

【課題】

今後も高齢者の増加が見込まれることから、より身近な地域において介護予防の普及啓発を図る必要があります。

(イ) 認知症サポーター養成講座

【現状】

地域住民が認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（サポーター）となって、認知症高齢者を支えていく仕組みを作るため、認知症サポーター養成講座を開催しています。

教育分野や職域分野にも開催を呼びかけ、平成 23 年 8 月現在、小学生から高齢者まで約 1,200 人の認知症サポーターが誕生しています。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
実施回数 (回)	6	14	10
参加者数 (人)	98	355	217

【課題】

今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症に対する偏見の解消や、予防や介護のあり方等、知識の普及に努めることが必要です。

(ウ) 生活管理短期入所事業

【現状】

生活機能が低下した高齢者や、介護者の冠婚葬祭などの理由により一定期間在宅での介護が困難になった高齢者に対し、養護老人ホームを利用して短期間の宿泊サービスを実施し、基本的な生活習慣や身体状態の維持・改善を行っています。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
実施回数 (回)	7	14	2
利用者数 (人)	162	298	9

【課題】

利用者の在宅生活の継続を支援するため、サービスの安定的な提供を図るとともに、今後も生活管理指導の充実を図るなど支援体制の整備を図る必要があります。

(I) 介護支援ボランティア活動事業**【現状】**

定年退職後は、長年培ってきた知識や経験、技能などを活かして、地域に貢献したいと考える高齢者が増加しています。

現在、高齢者のボランティア活動については、社会福祉協議会のボランティアセンターが中心となって、様々な取組みを行っています。また、介護ボランティア活動制度の普及・推進を図るとともに介護保険施設等に対して、積極的なボランティア活用の働きかけを行い、施設での介護業務以外の必要な活動を支援しています。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
登録施設数 (回)	12	26	27
登録者数 (人)	74	109	131

【課題】

元気で活動的な高齢者がボランティアを通して、社会参加・社会貢献活動を行うことは、高齢者自身の介護予防や健康増進につながるとともに、活力ある地域づくりを進める上でも重要です。

このため、高齢者が積極的にボランティア活動に参加できる環境の整備が必要となります。

(2) 包括的支援事業**ア 介護予防ケアマネジメント業務****【現状】**

要支援 1・2 の軽度の認定者や二次予防事業対象者が要介護状態等になることを防止するため、心身の状況や環境その他の状況に応じ、予防給付サービスや介護予防事業が適切に実施されるよう必要な支援を行っています。

予防給付ケアプラン

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
プラン作成	(件)	6,016	6,045	2,518
内訳	包括作成 (件)	4,150	4,386	1,883
	委託作成 (件)	1,866	1,659	635

二次予防事業対象者ケアプラン

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
プラン作成	(件)	25	29	18

【課題】

ケアプランを作成するケアマネジャーの資質向上だけでなく、サービス提供事業者の資質向上のための支援を行い、予防に資するサービスの提供を確保することが必要です。また、二次予防事業対象者に対しても生活機能の維持・向上のためのケアマネジメントの実施やサービス利用促進に向けた取組みを更に積極的に行っていく必要があります。

イ 総合相談支援業務

【現状】

地域包括支援センターにおいて、要援護高齢者を支援するために、地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、援護を必要とする高齢者的心身の状態や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、様々な社会資源や制度を活用して支援を行っています。

高齢者実態把握

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
件 数 (延べ)		1,844	2,078	935

高齢者相談件数

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
電話相談 (件)	4,367	5,433	1,898
来所相談 (件)	482	632	243
訪問相談 (件)	5,960	5,654	2,484
その他 (件)	667	793	525
計	11,476	12,512	5,150

介護予防サービス（市福祉サービス）計画

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
計画作成 (件)	298	348	204

【課題】

今後、多様化する高齢者のニーズや高齢者を取り巻く環境の変化により、複雑化する相談内容に対応するための体制整備が求められます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【現状】

地域包括支援センターは、地域ケア会議やケアマネジャー連絡会、各種事業所連絡会立ち上げ支援等を通し、ケアマネジャーと主治医、地域の関係者等の連携強化に努めています。在宅から施設まで視野に入れた地域包括ケア体制を構築し、包括的・継続的なケアマネジメントを実施するとともに、ケアマネジャーと福祉関係職員に対する支援を行っています。

地域ケア会議

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
全体会議	4回(262人)	3回(186人)	2回(83人)
事例検討部会	8回(114人)	7回(96人)	3回(46人)
臨時会議	3回	3回	0回

ケアマネジャー連絡会

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
開催回数(延べ人数)	12 回 (396 人)	12 回 (326 人)	5 回 (136 人)

サービス提供事業者支援関係

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
介護支援専門員協議会理事会	5 回	6 回	3 回
訪問介護事業所連絡会	4 回	4 回	2 回

退院情報システム稼働状況

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
利 用 数 (件)	12 件	11 件	5 件

【課題】

要援護高齢者の諸問題を地域住民と共に關つていけるような地域ネットワークの充実に向けた取組みが必要です。

(3) 任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

【現状】

利用者に対して適正なサービスが提供されるよう、必要な介護サービスの検証、介護保険制度の周知徹底、良質な事業提供のための情報提供、ケアマネジャーのケアプラン作成能力の向上など、介護サービス事業者に対して介護給付等の適正化のための事業を実施しています。

介護給付適正化委員会

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
開 催 回 数 (回)	12	11	5

【課題】

今後も不正・不適正な介護給付を防ぐため、認定調査状況やケアプラン等の

チェック、介護給付費の通知など、介護給付の適正化に向けた取組みが必要です。

イ 家族介護支援事業

【現状】

在宅で家族等の介護をしている方に対し、身近な場所で介護方法等を学んでいただく機会の確保や、介護を一人で抱え込まないための仲間づくりや情報交換の場の提供を行うなどの支援事業を実施しています。

家族介護者リフレッシュ事業

区分	平成 21 年度	平 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
実 施 回 数 (回)	1	1	0
参 加 者 数 (人)	27	22	0

紙おむつ等支給事業

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 月まで)
利 用 者 数 (人)	78	97	83

家族介護者見舞金支給事業

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
対 象 者 数 (人)	58	52	45

【課題】

寝たきり高齢者や認知症高齢者を介護する家族の心身の負担は計り知れないものがあります。今後もリフレッシュ事業や介護用品の支給など家族介護者の負担軽減に努めていくことが重要です。

ウ その他の事業

【現状】

高齢者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業を実施しています。

その他の事業の概要

項目・年度 事業名	事業内容	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 (8月まで)
成年後見制度利用支援事業	市長申立てに係る低所得の高齢者への申立て経費の助成	0人	0人	0人
住宅改修支援事業	住宅改修費支給申請に係る理由書作成費用の助成	1人	0人	0人
友愛訪問活動事業	老人クラブによるひとり暮らし高齢者宅への訪問活動	76人	72人	64人
配食サービス (日常支援型)	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、調理が困難な方に対し、食生活の安定を図るとともに安否確認を行うため、昼食の配達を実施	117人	118人	98人
配食サービス (ふれあい型)	概ね83歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して安否確認を行うとともに、高齢者とのふれあいを深めるため、地域のボランティアによる月2~3回の昼食の配達を実施	375人	372人	292人
生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、老人クラブ連合会が実施する老人スポーツ大会、老人クラブ大会、ふれあいサロン活動等に対する助成	延37,000人	延32,000人	延1,000人

【課題】

地域ケア対策の必要性が高まる中、地域のコミュニティや社会資源を活用し、地域の高齢者が安定した生活を維持することができるよう、地域の実情に応じたサービスを創意工夫し、展開していく必要があります。

2 高齢者生活支援サービスの現状

【現状】

第4期計画において、本市では、地域支援事業のほか、従来から実施している高齢者生活支援サービスを実施し、地域における高齢者の支援を行ってまいりました。

【課題】

今後、団塊の世代の高齢化に伴い、更に高齢者の増加が予想されますが、住み慣れた地域において安心した生活を営むことができるよう、介護保険サービスや地域支援事業以外にも、本当に必要なサービスは何かを考え、現行のサービスの見直しを行い、日常生活により密接した生活支援サービスを拡充する必要があります。

高齢者生活支援サービスの概要

項目・年度 事業名	事業内容	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 (8月まで)
寝具乾燥洗濯消毒 サービス事業	要介護者を抱える高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者世帯の衛生管理を目的に実施	49人	41人	26人
訪問歯科診療事業	在宅の寝たきり高齢者等で通院による診療が困難な方に対する訪問診療を実施	1人	1人	0人
生活支援型ホームヘルプ サービス事業	ひとり暮らし高齢者等の自立した生活を維持するため、軽易な日常生活上の援助を実施	36人	35人	26人
施設入浴サービス 事業	在宅での入浴が困難な高齢者に対して、特別養護老人ホームの入浴施設を利用して入浴介助を実施	9人	11人	8人
緊急時ショートステイ事業	介護保険制度の居宅サービスの利用限度額を使い切った要介護者に対し、冠婚葬祭等による介護者不在の際の短期入所サービスを実施	0人	0人	0人
生きがい対応型デイサービス事業	在宅で比較的元気な高齢者が、介護予防等を目的として、地域の福祉会館等を利用したデイサービスを実施	225人	206人	229人
高齢者相談事業	福祉会館等で実施する高齢者に対する心配ごと等の相談	164人	193人	15人
緊急通報システム 設置事業	安心で安全な日常生活を確保するため、ひとり暮らしの高齢者等に対して緊急通報装置を貸与	278人	308人	282人
福祉電話設置事業	不安や孤独感を解消するため、低所得のひとり暮らし高齢者世帯に対し、福祉電話を設置して基本料金を助成	54人	47人	45人
日常生活用具支給 事業	高齢者の安全と生活上の便宜を図るためのひとり暮らし高齢者等への電磁調理器などの日常生活用具の給付	2人	13人	1人

3 地域支援事業の展開

(1) 地域包括支援センターの運営

高齢者を支援する包括的な地域ケアネットワークの要として、「地域包括支援センター」を引き続き市直営で設置し運営していきます。

また、地域住民の利便性を考慮し、市内5箇所にサブセンターを設置し、地域に密着したサービス提供ができる体制を整えています。

地域包括支援センターは、以下の運営方針に基づき、地域における総合的な高齢者施策を展開していきます。

【運営方針】

○安心して生活できる福祉の街づくり

「市民ひとり一人が健康で安心して暮らすことが出来る豊かな山陽小野田市」をめざし、関係諸機関と連携を取りながら、地域における様々なネットワークを構築していきます。

○介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることを出来る限り防ぎ、要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにするために、一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムの確立を目指します。

○総合相談支援体制の確立

高齢者だけでなく、障がい者や精神疾患者、虐待等、多様な状態に迅速に対応できる総合的な相談支援体制の確立を目指します。

○認知症高齢者に対する総合的な施策の推進

認知症高齢者に対する正しい理解を促進するための普及啓発と、早期の段階から適切なサービスに結びつけるための体制づくりを促進していきます。

【今後の方向】

多種多様化する高齢者問題へ対応していくために、総合相談窓口としての充実を図るとともに、福祉関係者をはじめ、他専門分野やボランティア活動団体等の様々な地域の社会資源を活用して、地域ケア体制の充実を図ります。

また、今後増加する認知症等により、判断能力等が十分でない高齢者等の権利擁護と尊厳保持に向けた権利擁護事業や成年後見制度利用に向けた支援を、社会福祉協議会等と連携して行います。

ケアマネジャーの資質や専門性の向上に向けた取組みと、医師や歯科医師、

薬剤師等の医療関係者との連携を取りやすくするための仕組みづくりに力を入れ、元気な方から介護が必要な方まで、その方の状態に応じた自立支援につながる介護予防ケアマネジメントや支援体制の整備を行います。

(2) 地域支援事業の推進

地域支援事業は、二次予防事業対象者を把握し、対象者に対して介護予防事業を実施するとともに、すべての高齢者を対象として介護予防の普及啓発に取り組みます。また、介護や支援が必要となった高齢者が可能な限り地域において日常生活を営むことができるよう、包括的支援事業や任意事業を実施します。

ア 地域支援事業に要する費用の額 (案)

地域支援事業の費用額については、国的基本方針に基づき、介護給付等の費用の見込額の3%以内とし、各事業費の割合を次のとおりとします。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
地域支援事業(A+B+C)	150,778千円	3.00%	162,252千円	3.00%	168,174千円	3.00%
介護予防事業(A)	67,850千円	1.35%	73,013千円	1.35%	75,678千円	1.35%
包括的支援事業(B)	57,641千円	1.15%	63,017千円	1.17%	65,339千円	1.17%
任意事業(C)	25,287千円	0.50%	26,222千円	0.48%	27,157千円	0.48%

イ 介護予防事業対象者の見込み

介護予防事業対象者数は、平成23年度まで実施していた生活機能評価受診者に対する予防事業対象者の割合を、平成24年度から実施する基本チェックリスト配布の回収率（対象者の8割）に乗じて算出しました。

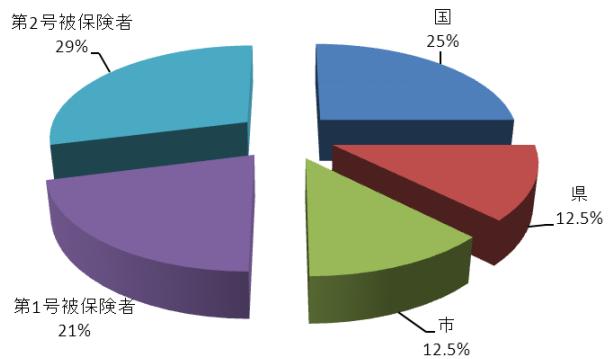
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者人口	18,439人	18,980人	19,634人
介護予防事業対象者数	2,544人	2,617人	2,710人

ウ 地域支援事業の財源構成

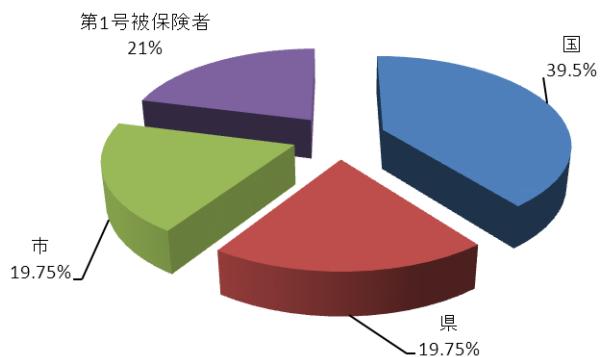
地域支援事業に要する費用は、国、県及び市並びに第一号被保険者及び第二号被保険者(介護予防事業のみ)で負担することとなります。

要素事業ごとの負担割合は、次のとおりです。

介護予防事業



包括的支援事業・任意事業



工 地域支援事業の事業量及び事業費の見込み

現状及び対象者の見込み等を勘案し、次表のとおりとします。

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	事業量	事業費(円)	事業量	事業費(円)	事業量	事業費(円)	
介護予防事業	二次予防事業		35,920		40,033		
	二次予防事業対象者把握事業	1か所	30,879	1か所	34,392	1か所	
	通所型介護予防事業		4,897		5,497		
	運動器の機能向上	年 96回	4,800	年 108回	5,400	年 120回	
	栄養改善・口腔機能向上	年 6回	97	年 6回	97	年 6回	
	訪問型介護予防事業	年 24回	144	年 24回	144	年 24回	
	一次予防事業		31,930		32,980		
	介護予防普及啓発事業		26,730		27,780		
	介護予防教室	年 600回	26,630	年 600回	27,680	年 600回	
	認知症サポーター養成講座	年 10回	100	年 10回	100	年 10回	
支援括事業的	地域介護予防活動支援事業		5,200		5,200		
	介護ボランティア活動推進事業	1か所	4,000	1か所	4,000	1か所	
	生活管理短期入所事業	年 336回	1,200	年 336回	1,200	年 336回	
	計		67,850		73,013		
	介護予防ケアマネジメント業務	・地域包括支援センター / 1か所		・地域包括支援センター / 1か所		・地域包括支援センター / 1か所	
	総合相談支援業務・権利擁護業務	・サブセンター/ 5か所		・サブセンター/ 5か所		・サブセンター/ 5か所	
	包括的・継続的ケアマネジメント業務						
	計	57,641		63,017		65,339	
任意事業	介護給付等費用適正化事業	年 3回	460	年 3回	475	年 3回	490
	家族介護継続支援事業		7,860		8,580		9,300
	家族介護者介護見舞金給付事業	年 80人	1,600	年 80人	1,600	年 80人	1,600
	家族介護者リフレッシュ事業	年 50人	500	年 50人	500	年 50人	500
	紙おむつ等支給事業	年 960人	5,760	年 1,080人	6,480	年 1,200人	7,200
	その他の事業		16,967		17,167		17,367
	成年後見制度利用支援事業	年 1人	447	年 1人	447	年 1人	447
	住宅改修支援事業	年 10件	20	年 10件	20	年 10件	20
	地域自立生活支援事業		16,500		16,700		16,900
	配食サービス事業	年 600人	14,000	年 620人	14,200	年 640人	14,400
	友愛訪問員活動支援事業	年 100人	700	年 100人	700	年 100人	700
	生きがいと健康づくり推進事業	1か所	1,800	1か所	1,800	1か所	1,800
	計		25,287		26,222		27,157

オ 地域支援事業の見込量確保の方策

(ア) 介護予防事業

二次予防事業の対象者把握事業については、65歳以上の高齢者（要支援及び要介護の認定を受けた者は除く。）を対象として行います。平成24年度からは、調査票（基本チェックリストを含む）の作成から発送、集計等を、民間事業者に委託して実施する予定です。委託実施することで調査票回収率の増加を見込んでおり、介護予防が必要な方を広く把握し、介護予防事業につなげていきたいと考えています。

通所型介護予防事業については、「運動器の機能向上プログラム」を通所介護及び通所リハビリテーション事業所で実施するとともに、民間事業所の委託も視野に入れていきます。また、「栄養改善プログラム」「口腔機能向上プログラム」に関しては、対象者のニーズを探りながら、利用しやすい形態での実施を検討し、事業参加者の増加に努めます。

介護予防普及啓発事業については、保健センターや地域包括支援センターを中心に、地域の関係機関・団体と連携を図り、地域の高齢者等を対象として、公民館等において転倒予防教室や認知症サポーター養成講座等を実施し、身近な地域における介護予防の普及啓発を行っていきます。

地域介護予防活動支援事業については、介護保険施設等でボランティアを行う高齢者を支援するため、社会福祉協議会と連携して介護支援ボランティア活動事業を実施します。また、基本的生活習慣等が欠如している高齢者等に対し、短期間の施設入所による生活習慣等の指導及び支援を行うため、生活管理短期入所事業を養護老人ホームに委託して実施します。

【二次予防事業参加見込者】

各日常生活圏域の過去の参加率をもとに、1年ごと1%参加率を増やすことを目標に参加見込をたてました。二次予防事業対象者出現率が高い、厚狭・埴生地区に関しては、平成24年度に2%、その後1%ずつの増を目指します。

日常生活圏域		24年度	25年度	26年度
竜王	高齢者人口	2359	2428	2512
	調査対象者	1887	1942	2010
	二次予防事業対象者	287	295	306
	二次予防事業参加見込者	13	16	20
小野田	高齢者人口	4251	4367	4527
	調査対象者	3401	3494	3622
	二次予防事業対象者	487	500	519
	二次予防事業参加見込者	17	23	29

高千帆	高齢者人口	5,402	5,561	5,753
	調査対象者	4,322	4,449	4,602
	二次予防事業対象者	733	755	781
	二次予防事業参加見込者	59	68	78
厚狭	高齢者人口	3,727	3,837	3,969
	調査対象者	2,982	3,070	3,175
	二次予防事業対象者	589	607	627
	二次予防事業参加見込者	35	42	26
厚陽	高齢者人口	832	855	884
	調査対象者	666	684	707
	二次予防事業対象者	117	120	124
	二次予防事業参加見込者	2	4	5
埴生	高齢者人口	1,868	1,923	1,989
	調査対象者	1,494	1,538	1,591
	二次予防事業対象者	331	340	353
	二次予防事業参加見込者	15	19	23
合計	高齢者人口	18,439	18,971	19,634
	調査対象者	14,752	15,177	15,707
	二次予防事業対象者	2,544	2,617	2,710
	二次予防事業参加見込者	141	172	181

(1) 包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント業務に関しては、地域包括支援センター職員はもとより、市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーの資質向上に向けた取組みを行うことにより、利用者の生活機能改善の可能性を評価し、出来ることを増やしていくケアマネジメントプロセスを強化していきます。

また、総合相談支援業務として、地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、看護師などの専門職を配置し、権利擁護、総合相談や高齢者の実態把握を継続して実施していくとともに、日常生活圏域ごとに設置するサブセンターにおいて、身近な場所で援助を必要とする高齢者やその家族からの相談に応じ、適切な支援や継続的な見守りを行います。

支援が必要な方を包括的・継続的にサポートしていくため、介護保険サービス調整の要となるケアマネジャーの資質向上に向けた支援を行うとともに、医療関係者他関係他職種との連携強化に向けた取組み、地域ケア会議の開催や退院情報システムやクリティカルパスの活用促進を行ない、利用者が継ぎ目なく支援を受けられるようにシームレスな連携づくりを強化していきます。

○予防給付ケアプラン

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1・2 認定者数		735 人	749 人	779 人
予防プラン作成見込数（月）		500 人	509 人	530 人
年間プラン作成件数(延)		6,000 件	6,108 件	6,360 件
内 訳	包括作成件数	4,500 件	4,581 件	4,770 件
	委託件数	1,500 件	1,527 件	1,590 件

○二次予防事業対象者ケアプラン

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二次予防事業対象者数		2,544 人	2,617 人	2,710 人
二次予防プラン作成見込数		141 人	172 人	181 人

(ウ) 任意事業

介護予防事業及び包括的支援事業のほかに、地域の高齢者を支援するため、創意工夫を活かし、必要な事業を実施します。

家族介護者介護見舞金給付事業については、民生児童委員に依頼して実施する高齢者保健福祉実態調査や、地域包括支援センターによる高齢者実態把握により、在宅で寝たきりの高齢者を介護する方を支援します。

家族介護者リフレッシュ事業については、在宅で要介護者等を介護する者を対象として、社会福祉協議会に事業実施を委託し、介護者同士の情報交換、介護技術の習得支援、温泉施設等を利用した慰労事業等を実施します。

紙おむつ等支給事業については、要介護度 3 以上の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族介護者等に対し、クーポン券を発給して市内の薬局、薬店等で一定量の紙おむつ等の介護用品を支給します。

その他、成年後見制度利用支援事業、住宅改修支援事業及び地域自立生活支援事業については、地域における様々な社会資源を活用しながら各種サービスを提供するとともに、適切な事業の実施を図ることができる事業者等に事業の実施を委託し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援します。

力 介護予防・日常生活支援事業（総合事業）の導入について

平成 24 年度から、従来の地域支援事業に、「介護予防・日常生活総合事業」（以下「総合事業」という。）が追加されます。

「総合事業」創設の目的は、要支援者（二次予防事業対象者及び要支援 1・2 の方）に対して「切れ目のない予防サービス提供の環境づくり」を行うことであ

り、事業内容等については市町村の裁量によるもので、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できるところにあります。予防給付サービスと地域支援事業サービスのいずれを利用するかを市町村・地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて判断し、アセスメントによりサービス決定することで、配食・見守り等を含めた生活を支えるための総合的なサービスが提供可能となり、介護予防に向けた取り組みが進むと考えられています。

本市では、平成22年度現在で、高齢者数17,819人のうち、要支援1が342人、要支援2が379人、二次予防事業対象者が669人で、高齢者人口の約8%を占めています。今後、団塊の世代の高齢化により対象者数の増加が見込まれますが、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送っていただくためのサービス提供は、大変重要であることから必要な事業展開は、図っていかなければなりません。しかし、本市では、従来より「切れ目のないサービス提供」を心がけており、認定後も、認定前と同等のサービスを提供できる体制を整えております。

以上の事柄を踏まえ、現時点において総合事業の実施について検討したところですが、本市において総合事業を実施しないことによるサービスの質の低下等は考えにくいところから、当面は、従来どおりの体制で事業を実施したうえで、本事業創設の背景や他市の状況等を踏まえ、対象者のニーズ等を引き続き調査しながら、実施について検討してまいります。

4 高齢者生活支援サービスの推進

介護保険サービスや地域支援事業のほか、高齢者が地域の中で安心して生活できるよう、日常生活上のニーズを的確に把握し、高齢者が自立した生活を営むため真に必要とする支援を行います。

(1) 訪問型サービス

ア 寝具乾燥洗濯消毒サービス事業

要介護者のいる高齢者世帯やひとり暮らしの虚弱な高齢者世帯の衛生的な日常生活を支援するために、年数回程度利用できるようサービスの充実に努めます。

イ 軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者等を対象として、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、地域における自立した生活を維持し、要介護状態への移行を予防します。

ウ 訪問理美容サービス事業

理容院・美容院に出向いてサービスを受けることが困難な、概ね65歳以上の方を対象に、理・美容師が訪問してカット等のサービスを行います。

(2) 通所型サービス

ア 施設入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な高齢者を対象として、特別養護老人ホーム等の入浴施設を利用して入浴介助を行い、高齢者の保清と健康保持の確保に努めます。

イ 緊急時ショートステイ事業

介護保険サービスの利用者が適切なケアプランに基づく居宅サービスの利用限度額を使い切った場合において、介護者が冠婚葬祭などの理由によって、一時的に要介護者を介護ができなくなったときに、短期間の施設サービスを利用することができます。

ウ 高齢者相談事業

地域の高齢者を対象として、各地域の福祉会館等で民生児童委員などが、高齢者が抱えている心配事や福祉サービスに対する不安などの相談を通じて相談者のニーズを把握するとともに、問題解決やさらなる支援へつなげていきます。

(3) その他のサービス

ア 福祉電話設置事業

高齢者の不安感や孤独感の解消を図るため、所得の少ないひとり暮らしの高齢者の自宅に福祉電話を設置し、地域における高齢者の孤立を防止します。

5 養護老人ホームの現状と今後の方向性

【現状】

概ね65歳以上の者で、在宅において日常生活を営むのに支障のあるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

なお、養護老人ホームにおいては、増大する利用者の介護ニーズに対応するため、外部の介護サービスを利用しながら自立した日常生活を営むことができるようになっております

養護老人ホーム利用者数

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (8月まで)
長生園	35人	40人	36人
小野田老人ホーム	26人	30人	27人
山口市秋楽園	0人	1人	1人

下関市春光苑	0人	2人	1人
宇部市博愛園	0人	0人	1人
美祢市共楽荘	1人	1人	0人
合計	62人	74人	66人

【課題】

今後も地域の高齢者の把握に努め、低所得で生活環境に問題のある高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を実施するとともに、入所者の社会や在宅生活への復帰を促進するための支援体制の整備を行う必要があります。

【今後の方向】

養護老人ホームは、所得の少ない高齢者で環境上の理由から、在宅での生活が困難な方の入所措置のための施設として重要な役割を担うものです。今後も老朽化に伴う既存施設の改修等を図りながら、バリアフリー法に基づくバリアフリー化を行うとともに、居住環境の改善を検討するなどに、利用者の社会復帰や自立を促進するための必要な支援を行います。